

# 再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム（CIReN） 研究支援事業審査委員会運営規則

令和2年6月1日  
CIReN 会長

## （目的）

第1条 この運営規則は、再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム規約（以下「規約」という。）第3条第2号の研究開発の推進に関する事業として実施する研究支援事業の審査のために設置する審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項について定めるものである。

## （所掌事務）

第2条 委員会は、研究支援事業費交付申請書の提出があったときは、これを審査し、研究支援事業の候補を選定する。

## （組織）

第3条 委員会は、審査委員から構成する。

- 2 審査委員は、次の各号に掲げる者から最低1名を構成員とし、規約第8条第1項の会長が任命する。
  - (1) 佐賀県の職員
  - (2) 国立大学法人佐賀大学の教授
  - (3) 産学官連携等に係る知見を有する者
  - (4) 経営・知財戦略等に係る知見を有する者
- 3 前項各号に掲げる者の他、委員長が必要と認める者を審査委員とすることができる。
- 4 審査委員の任期は、1年とする。ただし、審査委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査委員は、再任されることができる。

## （委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、審査委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員が、その職務を代理する。

## （委員会）

第5条 委員会は、審査委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 研究支援事業の候補の選定は、出席した審査委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 欠席する審査委員は、委員長を通じて、研究支援事業の候補の選定に係る参考意見について、書面により提出することができる。

4 委員会は、第2項で選定した研究支援事業の候補事業を規約第11条に定める評議会に報告するものとする。

(審査の方法)

第6条 研究支援事業費交付申請書の審査は、評議会において別途定める要領等に基づき行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、規約第15条第1項の事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この運営規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

(施行日)

この運営規則は、令和2年6月1日から施行する。